

平成30年11月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(平成30年度11月補正予算等関係)

農林水産部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成30年11月定例会議案説明資料目次

農林水産部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成30年度鳥取県一般会計補正予算(第6号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		経営支援課	2
		農地・水保全課	3
		生産振興課	5
		畜産課	6
		林政企画課	7
	県産材・林産振興課	9	
	2 公共事業補正予算総括表	農地・水保全課 県産材・林産振興課	11
	3 歳入歳出事項別明細書		16
	4 節の明細		22
	5 繰越明許費に関する調書	農地・水保全課	23
	6 債務負担行為に関する調書	経営支援課 外2	25

(特別会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第2号	平成30年度鳥取県営林事業特別会計補正予算(第2号)		
	1 歳入事項別明細書		28
	2 公共事業補正予算総括表	森林づくり推進課	29
	3 歳出事項別明細書		30

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
第7号	鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部を改正する条例	畜産課	31
第8号	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例	畜産課	34
第31号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立農村総合研修所)について	とっとり農業戦略課	36
第32号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港)について	水産課	40

議案説明資料総括表

農林水産部 (単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫	起債	その他	一般財源	
農地・水保全課	6,309,090	1,036,045	7,345,135	957,479	1,000		77,566	
生産振興課	1,431,205	234,124	1,665,329			140,473	93,651	
畜産課	2,767,424	1,400	2,768,824			1,400		
林政企画課	1,491,283	14,297	1,505,580		7,000		7,297	
県産材・林産振興課	4,213,069	206,851	4,419,920	159,651			47,200	
合計	24,930,421	1,492,717	26,423,138	1,117,130	8,000	141,873	225,714	

区分	予算額	主な内容
一般事業	374,021	[債務負担行為]農業近代化資金等利子補給事業 (34,450) しっかり守る農林基盤交付金 77,000 (新)鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業 234,124 分収造林促進費 7,200
公共事業	1,118,696	耕地災害復旧事業 959,045 林道施設災害復旧事業 159,651

平成30年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費

1項 農業費

経営支援課（内線：7260）

5目 農業金融対策費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(債務負担行為) 農業近代化資金等利子 補給事業	(債務負担行為) 73,989	(債務負担行為) 34,450	(債務負担行為) 108,439				(債務負担行為) 34,450	
	125,163	0	125,163					
トータルコスト	132,314	0	132,314	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.9人	0.0人	0.9人	—				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

本年度中の発効が予定されるTPP11等を踏まえた農業分野の対策として、農業者が新たに規模拡大及び近代化を図るために借り入れる農業近代化資金の農業者向け融資枠を2億円から5億円に拡大することとし、金利負担を軽減する利子助成金の債務負担行為額を追加する。

※金利1.7%（毎月変動）に対し1.30%利子補給（事業者負担0.4%）

2 主な事業内容

事業名	利子補給率	追加する融資枠	利子補給金に係る 債務負担行為限度額	負担割合
農業近代化資金利子補給金	1.30%	3億円	34,450千円	県10/10

平成30年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費

3項 農地費

農地・水保全課 (内線: 7319)

1目 農地総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
しっかり守る農林基盤交付金	285,000	77,000	362,000				77,000	
トータルコスト	301,685	77,000	378,685	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.1人	0.0人	2.1人	-				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
台風24号により被災した農道・水路等の農業用施設を早期に復旧するため、国庫事業の要件に満たない小規模な農地・農業用施設の災害枠の増額補正を行う。								
2 主な事業内容								
(単位: 千円)								
区分	事業内容	事業主体	補助率	補正前	補正	計		
通常枠	国庫補助事業の対象とならない小規模な農林基盤整備、林道、作業道に係る、新設、改良及び補修 放置されたため池及び山腹水路等の防災措置	市町村	全体事業費の1/2以内	185,000	-	185,000		
災害枠	国庫補助の対象とならない小規模な農地・農業用施設の災害復旧(工事費及び測量設計にかかる経費)	市町村	全体事業費から農家負担額を除いた額の1/2以内	100,000	77,000	177,000		
計				285,000	77,000	362,000		

平成30年度一般会計補正予算説明資料

11款 災害復旧費

1項 農林水産施設災害復旧費

農地・水保全課 (内線: 7325)

1目 耕地災害復旧費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) 耕地災害復旧事業	983,487	959,045	1,942,532	957,479	<50> 1,000		566	県費負担 616
トータルコスト	1,011,295	959,045	1,970,340	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	3.5人	0.0人	3.5人	-				

工程表の政策目標(指標)

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

台風24号により被災した農地・農業用施設を速やかに復旧するため、増額補正を行う。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

事業名		事業主体	補正前	補正	計
補 助	耕地災害復旧	団体 営 現年災 市町村	896,023	951,543	1,847,566
		県 営 現年災 県	36,000	7,502	43,502
合計			932,023	959,045	1,891,068

(注) 起債欄の上段< >書きは、交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成30年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費
1項 農業費
6目 農作物対策費

生産振興課 (内線: 7272)
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業	0	234,124	234,124			(諸収入) 140,473	93,651	
トータルコスト	0	234,919	234,919	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	関係団体との連絡調整、補助金交付事務、低コストモデルハウスの普及				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

本年度中の発効が予定されるTPP11等を踏まえた農業分野の対策として、県と関係機関が開発した鳥取型低コストハウスの導入を推進し、高収益な野菜・花き等の施設園芸品目を緊急的に生産拡大する。
(※財源のうち140,473千円は、基金管理団体経由で交付されるため、諸収入とする。)

2 主な事業内容

(単位: 千円)

事業内容	実施主体	事業費	補正額	補助率
スイカ、イチゴ、トマト、アスパラガスなどの産地強化を図るために、鳥取型低コストハウスの整備に要する経費の一部を助成。	農業者 生産法人 生産組織 JA等	421,413	234,124	国1/3程度(資材費の1/2) 県2/9程度 市町村1/9程度 ※補助率が2/3となるよう県と市町村が2:1の負担割合で嵩上げ

3 これまでの取組状況、改善点

- ・県は「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」のもと、収益性の高い施設園芸等を推進している。
- ・鳥取型低コストハウスは加速的に整備が進んでおり、施設園芸の強みを活かして、産地力強化に繋がっている。

[低コストハウスの導入実績及び計画]

区分	導入面積(棟数)	主な作物	対象市町村
H27年度 (県)9月・11月補正予算対応 (国)攻めの農業実践緊急対策事業基金	3.6ha(139)	スイカ・葉物野菜 トマト アスパラガス	倉吉、北栄、湯梨浜、琴浦、三朝 倉吉、北栄、琴浦 鳥取、八頭、岩美、智頭
H28年度[明許繰越] (県)11月補正予算対応 (国)H27経済対策補正予算対応	6.7ha(243)	育苗(ネギ・ブロッコリー) 花壇苗 葉物類	米子、境港、大山 米子、大山、伯耆 米子、大山、伯耆、日吉津、南部
H29年度[明許繰越] (県)9月・11月補正予算対応 (国)H28経済対策補正予算対応	9.3ha(327)	イチゴ・小玉スイカ	北栄
H30年度[明許繰越] (県)H29国補正予算対応(臨時) (国)H29経済対策補正予算対応	7.3ha(250) (見込)	スイカ 葉物野菜 イチゴ	倉吉、北栄、湯梨浜、琴浦、三朝 倉吉、北栄 北栄
H30年度 (県)11月補正予算対応 (国)H29経済対策補正予算対応	6.0ha(208) (計画)	スイカ トマト アスパラガス等	倉吉、北栄、湯梨浜、琴浦、三朝 日南 鳥取、八頭 他
合計	32.9ha(1,167)		

平成30年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費

2項 畜産業費

畜産試験場（電話：0858-55-1362）

4目 畜産試験場費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取和牛肉うまみ開発試験	12,944	1,400	14,344			(受託収入) 1,400		
トータルコスト	21,684	1,400	23,084	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.1人	0.0人	1.1人	—				
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>「うまみ」のある和牛肉を求める消費者ニーズに応えるため、また海外産牛肉との差別化を図るため、鳥取和牛肉のおいしさにかかる様々な「うまみ」を調査し、新たなブランドの創出や鳥取和牛の育種・改良手法の開発につなげていく。</p>								
2 主な事業内容								
国からの受託研究の実施における受託収入の増額である。								
(1) 事業内容 革新的技術開発・緊急展開事業(先導プロジェクト)								
課題名：国産和牛肉の新たな差別化のための評価指標及び育種手法の開発								
(2) 補正額 1,400千円								
(3) 財源 受託収入								

平成30年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費
 4項 林業費
 2目 林業振興費

林政企画課（内線：7300）
 （単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
二十一世紀の森施設改修事業	6,980	7,097	14,077		<4,000> 7,000		97	県費負担 4,097
トータルコスト	10,158	7,097	17,255	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.4人	0.0人	0.4人	—				
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1. 事業の目的・概要</p> <p>県立二十一世紀の森については、平成31年4月から指定管理者制度を導入することとしているが、同施設内の森林学習展示館で雨漏りが発生したため、屋根の改修を行う。</p> <p>2. 主な事業内容</p> <p>森林学習展示館の屋根の改修工事を行う。</p>								

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成30年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費
4項 林業費
5目 造林費

林政企画課（内線：7300）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
分収造林促進費	〔債務負担行為〕 23,432 312,860	7,200	〔債務負担行為〕 23,432 320,060				7,200	
トータルコスト	319,216	7,200	326,416	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.8人	0.0人	0.8人	—				
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県営林事業特別会計の増額補正に伴う、同会計への繰出金の増額補正である。

2 主な事業内容

鳥取県営林事業特別会計（管理事業費）の増額補正に伴い、当該補正の財源として一般会計からの繰出金を増額するもの。

（参考）鳥取県営林事業特別会計の増額補正内容

台風24号により、県有林内の森林作業道等が被災したことから、適正な県有林の管理巡視や施業実施を図るために必要な幹線の森林作業道の復旧に要する経費について増額補正を行う。

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳		
				財産収入	その他	繰入金
管理事業費	23,624	7,200	30,824			7,200

平成30年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費
4項 林業費
2目 林業振興費

県産材・林産振興課 (内線:7254)
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																					
間伐材搬出等事業	650,000	47,200	697,200				47,200																					
トータルコスト	668,274	47,200	715,474	(補正に係る主な業務内容)																								
従事する職員数	2.3人	0.0人	2.3人	-																								
工程表の政策目標(指標)	県産材の需要拡大、安定供給に向けた取組の支援																											
事業内容の説明																												
<p>1 事業の目的・概要 適正な森林の保全・整備、木材の有効利用を図るため、間伐材の搬出に要する経費に対する支援を行う。 事業体による施業効率の向上等により、間伐材の搬出量の増加が見込まれることから増額補正する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>補正前</th> <th>補正</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>間伐材搬出に対する支援 【補助単価2,800円/m3】 ()内は事業量</td> <td>森林所有者、 森林組合、 素材生産業者等</td> <td>650,000 (232,143m3)</td> <td>47,200 (16,857m3)</td> <td>697,200 (249,000m3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>○平成13年度から間伐材の有効利用の推進を目的に実施しており、近年、合板工場等の木材加工施設や木質バイオマス発電所等施設が整備され、需要量が増加している。</p> <p>○林内に切り捨てられていた間伐材の有効利用が促進され、現在では県産材の生産量の拡大に大きく寄与している。</p> <p>【間伐材搬出量の推移】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H13実績</th> <th>H28実績</th> <th>H29実績</th> <th>H30見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>間伐材搬出材積</td> <td>3.5万m3</td> <td>21.5万m3</td> <td>22.1万m3</td> <td>24.9万m3</td> </tr> </tbody> </table>									事業内容	事業主体	補正前	補正	計	間伐材搬出に対する支援 【補助単価2,800円/m3】 ()内は事業量	森林所有者、 森林組合、 素材生産業者等	650,000 (232,143m3)	47,200 (16,857m3)	697,200 (249,000m3)	項目	H13実績	H28実績	H29実績	H30見込	間伐材搬出材積	3.5万m3	21.5万m3	22.1万m3	24.9万m3
事業内容	事業主体	補正前	補正	計																								
間伐材搬出に対する支援 【補助単価2,800円/m3】 ()内は事業量	森林所有者、 森林組合、 素材生産業者等	650,000 (232,143m3)	47,200 (16,857m3)	697,200 (249,000m3)																								
項目	H13実績	H28実績	H29実績	H30見込																								
間伐材搬出材積	3.5万m3	21.5万m3	22.1万m3	24.9万m3																								

平成30年度一般会計補正予算説明資料

1 1 款 災害復旧費

1 項 農林水産施設災害復旧費

県産材・林産振興課（内線：7302）

2 目 林道施設災害復旧費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) 林道施設災害復旧事業	1,310,085	159,651	1,469,736	159,651				
トータルコスト	1,321,209	159,651	1,480,860	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.4人	0.0人	1.4人	-				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

台風24号により被災した市町が管理する林道施設を速やかに復旧するため、増額補正を行う。

2 主な事業内容

(単位：千円)

事業名				事業主体	補正前	補正	計
補助	林道施設 災害復旧	団体 営	現年災	市町	902,303	159,651	1,061,954

平成30年度補正予算説明資料

農林水産部(単位:千円)

予算関係

事業名	補正前	補正	計	財源			備考	事業内容の説明 (主な事業・箇所)
				国庫支出金	起債	その他		
一般公共事業	5,215,244		5,215,244					(次頁に記載)
直轄事業	(1,586,857)		(1,586,857)					(次頁に記載)
単県公共事業	66,920		66,920					(次頁に記載)
一般単県公共事業	92,874		92,874					
県費向上補助	92,874		92,874					
小計 (一般公共、直轄、単県)	5,375,038		5,375,038					
災害公共事業	2,293,572	1,118,696	3,412,268	1,117,130	<50> 1,000	566	県費負担	616
災害公共事業	2,282,972	1,118,696	3,401,668	1,117,130	<50> 1,000	566	県費負担	616
直轄災害公共事業								
一般単県災害公共事業	10,600		10,600					
農林水産部合計	7,668,610	1,118,696	8,787,306	1,117,130	<50> 1,000	566	県費負担	616

(注) 一般公共事業の事業費は、補助事務費、事務費、事務費、事務費を含む額である。

直轄事業の上段() 奮きは事業費である。

起債欄の上段< > 奮きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担額は起債欄の< > 奮きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成30年度補正予算説明資料

予算関係

農林水産部 (単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源				備考	事業内容の説明 (主な事業・箇所)
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
一般公共事業計	5,215,244		5,215,244						
農業農村整備事業	2,239,928		2,239,928						
林道事業	1,148,493		1,148,493						
造林事業	830,421		830,421						
治山事業	96,402		96,402						
水産基盤整備事業	900,000		900,000						
直轄事業計	(1,586,857)		(1,586,857)						
	66,920		66,920						
	(30,000)		(30,000)						
農業農村整備事業	10,020		10,020						
	(1,556,857)		(1,556,857)						
水産基盤整備事業	56,900		56,900						
公共事業計	5,282,164		5,282,164						
一般単県公共事業計	92,874		92,874						
農業農村整備事業	64,988		64,988						
治山事業	3,000		3,000						
林道事業	24,500		24,500						
水産基盤整備事業	386		386						
県費嵩上補助計									
団体宮土地改良事業費補助金									
単県公共事業計	92,874		92,874						

(注) 一般公共事業の事業費は、補助事業費、事務費経費及び人件費経費を含む額である。

直轄事業の上段() 書きは事業費である。

起債額の上段< > 書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の原資負担額は起債額の< > 書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成30年度補正予算説明資料

予算関係

農林水産部 (単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源			備考	事業内容の説明 (主な事業・箇所)
				国庫支出金	起債	その他		
災害公共事業計	2,282,972	1,118,696	3,401,668	1,117,130	<50> 1,000	566	果實負担 616	
耕地災害復旧事業	977,887	959,045	1,936,932	957,479	<50> 1,000	566	果實負担 616	
林道施設災害復旧事業	1,305,085	159,651	1,464,736	159,651			林道施設災害復旧事業 全県	
直轄災害公共事業計								
直轄耕地災害復旧費負担金								
一般単県災害公共事業計	10,600		10,600					
単県耕地災害復旧事業	5,600		5,600					
単県林道施設災害復旧事業	5,000		5,000					
災害公共事業計	2,293,572	1,118,696	3,412,268	1,117,130	<50> 1,000	566	果實負担 616	
公共事業計 (災害公共含む)	7,565,136	1,118,696	8,683,832	1,117,130	<50> 1,000	566	果實負担 616	
単県公共事業計 (災害単県含む)	103,474		103,474					
農林水産部合計 (再掲)	7,668,610	1,118,696	8,787,306	1,117,130	<50> 1,000	566	果實負担 616	

(注) 一般公共事業の事業費は、補助事業費、事務費、事務費繰上及び人件費繰上を含む額である。
 直轄事業の上段 () 書きは事業費である。
 起債欄の上段 < > 書きは交付税措置を除いた額である。
 備考欄の果實負担額は起債欄の < > 書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成30年度 公共事業着工地区の概要 (変更分)

農地・水保全課 (単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	全体計画 []: 未端事業費		H29以前 事業費	H30年度事業費 []: 未端事業費			H31以降 残事業費		
			事業費	期間		事業費	修正前	修正額		計	
耕地災害復旧事業	現年 農地 団地	災害 地帯	陸時復旧	H30 ~ H31	716,474 [803,759]	0 [0]	陸時復旧	142,368 [162,386]	466,635 [520,809]	609,003 [683,195]	107,471 [120,564]
			用排水路復旧 農道復旧 築蓄工、ため池復旧	H30 ~ H31	1,457,133 [1,514,648]	0 [0]	用排水路復旧 農道復旧 築蓄工、ため池復旧	753,656 [803,827]	484,908 [483,624]	1,238,563 [1,287,451]	218,570 [227,197]
			陸時復旧	H30 ~ H31	43,502 [43,502]	0 [0]	陸時復旧	36,000 [36,000]	7,502 [7,502]	43,502 [43,502]	0 [0]
災害公共事業計					2,217,109 [2,361,909]	0	932,023 [1,002,213]	959,045 [1,011,935]	1,891,068 [2,014,148]	326,041 [347,761]	

平成30年度 公共事業着工地区の概要（変更分）

県産材・林産振興費（単位：千円）

事業名	地区（路線等）名	事業箇所	全体計画 【】：末端事業費			H29以前 事業費	H30年度事業費 【】：末端事業費			H31以降 残事業費	
			事業概要	期間	事業費		事業概要	補正前	補正額		事業費
団体営林道施設災害復旧 （現年災）	全県	全県	林道施設災害復旧	H30 ～ H32	1,249,355 [1,423,450]		市町村管理林道の 災害復旧	902,303 [998,220]	159,651 [211,712]	1,061,954 [1,209,932]	187,401 [213,518]

平成30年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書（農林水産部）

(単位:千円)

節	款 項 目	6款 農林水産業費								
		補正前	補正額	補正後	うち農林水産部			1項 農業費		
					補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬	384,690		384,690	370,875		370,875	179,763		179,763
2	給 料	2,452,466		2,452,466	2,322,382		2,322,382	1,159,278		1,159,278
3	職 員 手 当 等	1,244,561		1,244,561	1,179,038		1,179,038	584,205		584,205
4	共 済 費	926,623		926,623	878,645		878,645	438,194		438,194
5	災 害 補 償 費									
6	恩 給 及 び 退 職 年 金									
7	賃 金	816		816	816		816			
8	報 償 費	44,415		44,415	43,593		43,593	27,533		27,533
9	旅 費	87,063	60	87,123	80,734	60	80,794	36,184		36,184
	費用弁償	5,461		5,461	5,119		5,119	1,545		1,545
	普通旅費	74,188	60	74,248	68,499	60	68,559	31,307		31,307
	特別旅費	7,414		7,414	7,116		7,116	3,332		3,332
10	交 際 費	100		100	100		100	100		100
11	需 用 費	448,285	1,340	449,625	431,156	1,340	432,496	169,809		169,809
	食 糧 費	3,219		3,219	3,211		3,211	1,671		1,671
	その他の需用費	445,066	1,340	446,406	427,945	1,340	429,285	168,138		168,138
12	役 務 費	118,814		118,814	113,393		113,393	49,077		49,077
13	委 託 料	2,462,607		2,462,607	2,024,646		2,024,646	740,947		740,947
14	使用料及び賃借料	122,147		122,147	115,012		115,012	49,504		49,504
15	工 事 請 負 費	3,810,975	7,097	3,818,072	2,967,678	7,097	2,974,775	10,602		10,602
16	原 材 料 費	3,740		3,740	3,740		3,740	1,218		1,218
17	公 有 財 産 購 入 費	5,450		5,450	5,450		5,450			
18	備 品 購 入 費	97,556		97,556	97,059		97,059	28,111		28,111
19	負担金、補助及び交付金	11,117,860	398,324	11,516,184	10,692,322	358,324	11,050,646	1,770,455	234,124	2,004,579
20	扶 助 費									
21	貸 付 金	432,816		432,816	432,816		432,816	111,755		111,755
22	補償、補填及び賠償金	54,800		54,800	50,000		50,000			
23	償還金、利子及び割引料	100,468		100,468	100,468		100,468	8,000		8,000
24	投 資 及 び 出 資 金	10		10	10		10	10		10
25	積 立 金	534,909		534,909	534,909		534,909			
26	寄 付 金									
27	公 課 費	368		368	368		368	206		206
28	繰 出 金	191,639	7,200	198,839	191,639	7,200	198,839	162		162
	予 備 費									
	計	24,643,178	414,021	25,057,199	22,636,849	374,021	23,010,870	5,365,113	234,124	5,599,237
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	7,695,054		7,695,054	6,848,969		6,848,969	466,220		466,220
	地 方 債	2,306,000	47,000	2,353,000	1,612,000	7,000	1,619,000	6,000		6,000
	そ の 他	3,327,039	141,873	3,468,912	3,310,796	141,873	3,452,669	536,874	140,473	677,347
	一 般 財 源	11,315,085	225,148	11,540,233	10,865,084	225,148	11,090,232	4,356,019	93,651	4,449,670

(単位:千円)

款 項 目										
	節	6目 農作物対策費			2項 畜産業費			4目 畜産試験場費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	4,948		4,948	62,463		62,463	30,644		30,644	
2 給 料				317,558		317,558				
3 職 員 手 当 等				168,147		168,147				
4 共 済 費	708		708	122,542		122,542	4,735		4,735	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 賃 金				336		336				
8 報 償 費	2,487		2,487	5,592		5,592				
9 旅 費	3,777		3,777	10,316	60	10,376	2,177	60	2,237	
費用弁償	111		111	365		365	225		225	
普通旅費	3,035		3,035	8,584	60	8,644	1,952	60	2,012	
特別旅費	631		631	1,367		1,367				
10 交 際 費										
11 需 用 費	3,602		3,602	159,949	1,340	161,289	76,425	1,340	77,765	
食 糧 費	60		60	173		173	5		5	
その他の需用費	3,542		3,542	159,776	1,340	161,116	76,420	1,340	77,760	
12 役 務 費	3,898		3,898	16,849		16,849	6,332		6,332	
13 委 託 料	230		230	62,652		62,652	30,022		30,022	
14 使用料及び賃借料	3,201		3,201	24,431		24,431	1,168		1,168	
15 工 事 請 負 費				14,326		14,326				
16 原 材 料 費				595		595	595		595	
17 公 有 財 産 購 入 費										
18 備 品 購 入 費				54,161		54,161	44,312		44,312	
19 負担金、補助及び交付金	626,739	234,124	860,863	1,529,511		1,529,511	30		30	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金				5,107		5,107				
23 償還金、利子及び割引料										
24 投 資 及 び 出 資 金										
25 積 立 金				212,745		212,745				
26 寄 付 金										
27 公 課 費				144		144	109		109	
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	649,590	234,124	883,714	2,767,424	1,400	2,768,824	196,549	1,400	197,949	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	269,406		269,406	197,051		197,051	12,378		12,378
	地 方 債				11,000		11,000			
	そ の 他	14,929	140,473	155,402	1,571,008	1,400	1,572,408	98,254	1,400	99,654
	一 般 財 源	365,255	93,651	458,906	988,365		988,365	85,917		85,917

(単位:千円)

節	款 項 目	3 項 農 地 費						4 項 林 業 費		
		補正前	補正額	補正後	1 目 農 地 総 務 費			補正前	補正額	補正後
					補正前	補正額	補正後			
1	報 酬	32,350		32,350	4,661		4,661	45,486		45,486
2	給 料	241,038		241,038	107,128		107,128	367,296		367,296
3	職 員 手 当 等	121,418		121,418	53,956		53,956	185,018		185,018
4	共 済 費	90,134		90,134	38,732		38,732	136,576		136,576
5	災 害 補 償 費									
6	恩 給 及 び 退 職 年 金									
7	賃 金							337		337
8	報 償 費	638		638	451		451	9,301		9,301
9	旅 費	5,383		5,383	4,674		4,674	15,131		15,131
	費 用 弁 償	346		346	326		326	1,963		1,963
	普 通 旅 費	4,659		4,659	4,170		4,170	11,856		11,856
	特 別 旅 費	378		378	178		178	1,312		1,312
10	交 際 費									
11	需 用 費	8,334		8,334	6,278		6,278	27,574		27,574
	食 糧 費	20		20	20		20	637		637
	そ の 他 の 需 用 費	8,314		8,314	6,258		6,258	26,937		26,937
12	役 務 費	8,769		8,769	6,914		6,914	18,929		18,929
13	委 託 料	758,307		758,307	14,130		14,130	377,046		377,046
14	使 用 料 及 び 賃 借 料	13,959		13,959	6,845		6,845	14,022		14,022
15	工 事 請 負 費	1,055,770		1,055,770				900,261	7,097	907,358
16	原 材 料 費							1,927		1,927
17	公 有 財 産 購 入 費	5,450		5,450						
18	備 品 購 入 費							1,924		1,924
19	負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	3,851,767	77,000	3,928,767	2,913,030	77,000	2,990,030	2,982,948	47,200	3,030,148
20	扶 助 費									
21	貸 付 金							304,936		304,936
22	補 償、補 填 及 び 賠 償 金	23,720		23,720				20,673		20,673
23	償 還 金、利 子 及 び 割 引 料							92,468		92,468
24	投 資 及 び 出 資 金									
25	積 立 金							322,164		322,164
26	寄 付 金									
27	公 課 費									
28	繰 出 金							101,156	7,200	108,356
	予 備 費									
	計	6,217,037	77,000	6,294,037	3,156,799	77,000	3,233,799	5,925,173	61,497	5,986,670
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	3,548,145		3,548,145	1,687,933		1,687,933	1,936,767		1,936,767
	地 方 債	596,000		596,000				622,000	7,000	629,000
	そ の 他	246,958		246,958	23,606		23,606	933,486		933,486
	一 般 財 源	1,825,934	77,000	1,902,934	1,445,260	77,000	1,522,260	2,432,920	54,497	2,487,417

(単位:千円)

節	款 項 目							11款 災害復旧費		
		2目 林業振興費			5目 造林費					
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	788		788	3,281		3,281			
2	給料				26,782		26,782	49,738		49,738
3	職員手当等				13,489		13,489	25,147		25,147
4	共済費				10,035		10,035	17,654		17,654
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金									
8	報償費	8,932		8,932	19		19			
9	旅費	8,984		8,984	220		220	955		955
	費用弁償	243		243						
	普通旅費	7,799		7,799	200		200	955		955
	特別旅費	942		942	20		20			
10	交際費									
11	需用費	8,987		8,987	760		760	5,799		5,799
	食糧費	598		598						
	その他の需用費	8,389		8,389	760		760	5,799		5,799
12	役務費	12,070		12,070	200		200	2,278		2,278
13	委託料	83,928		83,928	24,609		24,609	665,232		665,232
14	使用料及び賃借料	9,111		9,111	140		140	2,095		2,095
15	工事請負費	6,980	7,097	14,077				18,515,321	7,502	18,522,823
16	原材料費	1,000		1,000						
17	公有財産購入費							15,100		15,100
18	備品購入費									
19	負担金、補助及び交付金	1,635,570	47,200	1,682,770	1,013,862		1,013,862	2,421,942	1,111,194	3,533,136
20	扶助費									
21	貸付金				120,000		120,000			
22	補償、補填及び賠償金							39,000		39,000
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	322,164		322,164						
26	寄付金									
27	公課費									
28	繰出金				100,032	7,200	107,232			
	予備費									
	計	2,098,514	54,297	2,152,811	1,313,429	7,200	1,320,629	21,760,261	1,118,696	22,878,957
財 源 内 訳	国庫支出金	504,275		504,275	610,471		610,471	14,685,877	1,117,130	15,803,007
	地方債	6,000	7,000	13,000	193,000		193,000	6,761,000	1,000	6,762,000
	その他	517,352		517,352	62,008		62,008			
	一般財源	1,070,887	47,297	1,118,184	447,950	7,200	455,150	313,384	566	313,950

(単位:千円)

節	款 項 目	うち農林水産部								
		1項 農林水産施設災害復旧費								
		1目 耕地災害復旧費								
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬									
2	給 料									
3	職 員 手 当 等									
4	共 済 費									
5	災 害 補 償 費									
6	恩 給 及 び 退 職 年 金									
7	貸 金									
8	報 償 費									
9	旅 費									
	費用弁償									
	普通旅費									
	特別旅費									
10	交 際 費									
11	需 用 費									
	食 糧 費									
	その他の需用費									
12	役 務 費									
13	委 託 料	9,000		9,000	9,000		9,000	4,000	4,000	
14	使用料及び賃借料									
15	工 事 請 負 費	404,630	7,502	412,132	404,630	7,502	412,132	37,000	7,502	44,502
16	原 材 料 費									
17	公 有 財 産 購 入 費									
18	備 品 購 入 費									
19	負担金、補助及び交付金	1,879,942	1,111,194	2,991,136	1,879,942	1,111,194	2,991,136	942,487	951,543	1,894,030
20	扶 助 費									
21	貸 付 金									
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投 資 及 び 出 資 金									
25	積 立 金									
26	寄 付 金									
27	公 課 費									
28	繰 出 金									
	予 備 費									
	計	2,293,572	1,118,696	3,412,268	2,293,572	1,118,696	3,412,268	983,487	959,045	1,942,532
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	2,173,006	1,117,130	3,290,136	2,173,006	1,117,130	3,290,136	970,144	957,479	1,927,623
	地 方 債	102,000	1,000	103,000	102,000	1,000	103,000	6,000	1,000	7,000
	そ の 他									
	一 般 財 源	18,566	566	19,132	18,566	566	19,132	7,343	566	7,909

(単位:千円)

節	款 項 目				農林水産部 合計		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
		2目 林道施設災害復旧費					
1	報 酬				370,875		370,875
2	給 料				2,322,382		2,322,382
3	職 員 手 当 等				1,179,038		1,179,038
4	共 済 費				878,645		878,645
5	災 害 補 償 費						
6	恩 給 及 び 退 職 年 金						
7	賃 金				816		816
8	報 償 費				43,593		43,593
9	旅 費				80,734	60	80,794
	費 用 弁 償				5,119		5,119
	普 通 旅 費				68,499	60	68,559
	特 別 旅 費				7,116		7,116
10	交 際 費				100		100
11	需 用 費				431,156	1,340	432,496
	食 糧 費				3,211		3,211
	そ の 他 の 需 用 費				427,945	1,340	429,285
12	役 務 費				113,393		113,393
13	委 託 料	5,000		5,000	2,033,646		2,033,646
14	使 用 料 及 び 賃 借 料				115,012		115,012
15	工 事 請 負 費	367,630		367,630	3,372,308	14,599	3,386,907
16	原 材 料 費				3,740		3,740
17	公 有 財 産 購 入 費				5,450		5,450
18	備 品 購 入 費				97,059		97,059
19	負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	937,455	159,651	1,097,106	12,572,264	1,469,518	14,041,782
20	扶 助 費						
21	貸 付 金				432,816		432,816
22	補 償、補 填 及 び 賠 償 金				50,000		50,000
23	償 還 金、利 子 及 び 割 引 料				100,468		100,468
24	投 資 及 び 出 資 金				10		10
25	積 立 金				534,909		534,909
26	寄 付 金						
27	公 課 費				368		368
28	繰 出 金				191,639	7,200	198,839
	予 備 費						
	計	1,310,085	159,651	1,469,736	24,930,421	1,492,717	26,423,138
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	1,202,862	159,651	1,362,513	9,021,975	1,117,130	10,139,105
	地 方 債	96,000		96,000	1,714,000	8,000	1,722,000
	そ の 他				3,310,796	141,873	3,452,669
	一 般 財 源	11,223		11,223	10,883,650	225,714	11,109,364

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
6款 農林水産業費		
1項 農業費		
6目 農作物対策費		
負担金、補助 及び交付金	・鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業費補助金	234,124
3項 農地費		
1目 農地総務費		
負担金、補助 及び交付金	・しっかり守る農林基盤交付金	77,000
4項 林業費		
2目 林業振興費		
負担金、補助 及び交付金	・鳥取県間伐材搬出等事業費補助金	47,200
5目 造林費		
繰出金	・県営林事業特別会計繰出金	7,200
11款 災害復旧費		
1項 農林水産施設災害復旧費		
1目 耕地災害復旧費		
負担金、補助 及び交付金	・耕地災害復旧事業費補助金	951,543
2目 林道施設災害復旧費		
負担金、補助 及び交付金	・団体営林道施設災害復旧事業費補助金	159,651

緑越明許費に関する調書

一般会計

(単位:千円)

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳			備考		
						国庫支出金	その他	起債			
6 農林水産業費	3 農地費	1 農地総務費	大沢川管渠事業	810	810			810			
		2 土地改良費	経営体育育成基金整備事業費	179,000	49,500	27,225	7,425	9,000	5,850		
				県営農業生産調査費	155,000	123,810					
				農地集積加速事業費	23,000	23,000	14,375	2,300	4,000	2,325	
				農業体強化支援費	180,912	3,360	2,640			720	
				団保体全高水利用施設等費	75,992	20,620	19,630			990	
				湖山地周辺農地営農支援対策事業費(乗越池代替水源対策)	31,840	2,750				2,750	
				4 農地防災事業費	総合的な流木対策検討事業費(たぬ池)	32,000	32,000				32,000
				県営農地防災事業調査費	40,000	40,000	40,000				
				農林水産部一般会計 合計	718,554	295,850	227,680	9,725	13,000	45,445	

緑 越 理 由 一 覧

農林水産部(単位:千円)

事業名	地区名	緑越額	緑 越 理 由
大沢川管渠点検診断調査事業費	大沢川(米子市)	810	平成30年台風24号の影響により、年度内の委託業務の完了が困難となったため
経営体育成基金整備事業費	阿毘緑、福成、河内、山根	49,500	関係機関等との調整に時間を要し、年度内完了が困難となったため
県営農業生産基金整備事業調査費	北条砂丘、大栄、天神野、箕波屋、稲光井出、尾高井出、海川	123,810	7月豪雨及び台風24号の被災により、現地調査に支障があり年度内完成が困難となったため
農地集積加速化農地整備事業費	皆生、香取	23,000	関係機関等との調整に時間を要し、年度内完了が困難となったため
農業体質強化基金整備促進支援事業費	御机	3,360	関係機関等との調整に時間を要し、年度内完了が困難となったため
団体営水利施設等保全高度化事業費	本郷	20,620	関係機関等との調整に時間を要し、年度内完了が困難となったため
湖山池周辺農地営農支援対策事業費(乗越池代替水源対策)	湖山池(鳥取市)	2,750	準絶滅危惧であるイシガイの生息が確認されたことから、それらの保護に時間を要し年度内完了が困難となったため
総合的な流木対策検討事業費(ため池)		32,000	関係機関等との調整に時間を要し、年度内完了が困難となったため
県営農地防災事業調査費	七谷、広岡、陸田	40,000	関係機関等との調整に時間を要し、年度内完了が困難となったため
計		295,850	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源		一般財源 千円
							地方債 千円	その他 千円	
平成30年度 農業近代化資金等電算 システム保守業務委託	1,580			平成31年度から 平成33年度まで	1,580				1,580
平成30年度 家畜保健衛生所ダイオ キシン類濃度測定業務 委託	4,764			平成31年度から 平成33年度まで	4,764				4,764
平成30年度 家畜保健衛生所機却炉 保守点検業務委託	3,168			平成31年度から 平成33年度まで	3,168				3,168
平成30年度 倉吉家畜保健衛生所鳥 舎排気装置検査業務委 託	165			平成31年度から 平成33年度まで	165				165
平成30年度 倉吉家畜保健衛生所自 動ドア保守点検業務委 託	475			平成31年度から 平成33年度まで	475				475
平成30年度 倉吉家畜保健衛生所死 体保管冷蔵庫保守点検 業務委託	135			平成31年度から 平成33年度まで	135				135
平成30年度 西部家畜保健衛生所死 体保管冷蔵庫保守点検 業務委託	150			平成31年度から 平成33年度まで	150				150
平成30年度 西部家畜保健衛生所汚 水処理システム点検業 務委託	66			平成31年度から 平成33年度まで	66				66
平成30年度 西部家畜保健衛生所汚 水処理槽清掃点検業務 委託	462			平成31年度から 平成33年度まで	462				462

平成30年度 西部家畜保健衛生所才 ゾン殺菌装置保守点検 業務委託	千円	270	千円	千円	千円	千円	千円	平成31年度から 平成33年度まで	千円	270	千円	千円	千円	千円	270			
平成30年度 西部家畜保健衛生所浄 化槽清掃業務委託	千円	201	千円	千円	千円	千円	千円	平成31年度から 平成33年度まで	千円	201	千円	千円	千円	千円	201			
平成30年度 西部家畜保健衛生所浄 化槽点検業務委託	千円	99	千円	千円	千円	千円	千円	平成31年度から 平成33年度まで	千円	99	千円	千円	千円	千円	99			
平成30年度 漁獲情報システム年間 保守業務委託	千円	2,067	千円	千円	千円	千円	千円	平成31年度から 平成33年度まで	千円	2,067	千円	千円	千円	千円	2,067			
平成30年度 水産試験場浄化槽保守 点検業務委託	千円	249	千円	千円	千円	千円	千円	平成31年度から 平成33年度まで	千円	249	千円	千円	千円	千円	249			
平成30年度 水産試験場浄化槽清掃 業務委託	千円	507	千円	千円	千円	千円	千円	平成31年度から 平成33年度まで	千円	507	千円	千円	千円	千円	507			
平成30年度 水産試験場貯水槽清掃 業務委託	千円	138	千円	千円	千円	千円	千円	平成31年度から 平成32年度まで	千円	138	千円	千円	千円	千円	138			
平成30年度 水産試験場作業環境測 定等業務委託	千円	378	千円	千円	千円	千円	千円	平成31年度から 平成33年度まで	千円	378	千円	千円	千円	千円	378			

変更分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳							
		補 正 額 前	金 額	期 間	金 額	期 間	特 定 財 源			一 般 財 源			
							千 円	千 円	千 円		千 円	千 円	千 円
							国庫支出金	地方債	その他				
平成30年度 農業近代化資金等利子 補給		補 正 額 前	73,989		73,989	平成31年度から 平成50年度まで						73,989	
		補 正 額	34,450		34,450	平成31年度から 平成50年度まで						34,450	
		補 正 額 後	108,439		108,439	平成31年度から 平成50年度まで						108,439	

平成30年度鳥取県営林事業特別会計歳入補正予算事項別明細書

歳入

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円		千円	
1 国庫支出金			4,938	0	4,938			
	1 国庫補助金		4,938	0	4,938			
		1 県営林事業費 国庫補助金	4,938		4,938	1 県営林事業費 国庫補助金	0	
2 財産収入			7,751	0	7,751			
	1 財産売払収入		7,701	0	7,701			
		1 造林収入	2,025		2,025	1 造林収入	0	
		2 物品売払収入	4,477		4,477	1 物品売払収入	0	
		3 不動産売払収入	1		1	1 不動産売払収入	0	
		4 二酸化炭素 吸収量売払収入	1,198		1,198	1 二酸化炭素 吸収量売払収入	0	
	2 財産運用収入		50	0	50			
		1 財産貸付収入	50		50	1 財産貸付収入	0	
3 繰入金			100,032	7,200	107,232			
	1 一般会計繰入金		100,032	7,200	107,232			
		1 一般会計から 繰入	100,032	7,200	107,232	1 一般会計から 繰入	7,200	
4 繰越金			1	0	1			
	1 繰越金		1	0	1			
		1 繰越金	1		1	1 前年度繰越金	0	
5 雑収入			300	0	300			
	1 雑収入		300	0	300			
		1 雑収入	300		300	1 雑収入	0	
歳入合計			113,022	7,200	120,222			

平成30年度鳥取県営林事業特別会計補正予算説明資料

1 款 県営林事業費

4 項 管理事業費

森林づくり推進課 (内線: 7298)

1 目 管理事業費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
管理事業費	23,624	7,200	30,824				7,200	
トータルコスト	37,136	7,200	44,336	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.7人	0.0人	1.7人	-				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

台風 24 号により県有林内の森林作業道等が被災したことから、適正な県有林の管理巡視や施業実施を図るために必要な幹線の森林作業道の復旧に要する経費について増額補正を行う。

2 主な事業内容

災害内容	箇所数	復旧内容	補正額(千円)
盛土崩壊	1	盛土工・排水施設工	6,000
暗渠閉塞	3	洗い越し工・崩土撤去・土砂止工	1,100
路肩崩壊	2	切土工	100
合計	6		7,200

平成30年度11月補正予算歳出事項別明細書（農林水産部）

(単位：千円)

款 項 目	果営林事業特別会計												
	補正前	補正額	補正後	1款 果営林事業費									
				補正前	補正額	補正後	4項 管理事業費			1目 管理事業費			
							補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬													
2 給 料	19,130		19,130	19,130		19,130							
3 職員手当等	9,635		9,635	9,635		9,635							
4 共 済 費	6,790		6,790	6,790		6,790							
5 災害補償費	20		20	20		20							
6 恩給及び退職年金													
7 貸 金													
8 報 償 費													
9 旅 費	190		190	190		190	190		190	190		190	
費用弁償													
普通旅費	190		190	190		190	190		190	190		190	
特別旅費													
10 交 際 費													
11 需用費	901		901	901		901	611		611	611		611	
12 役 務 費	1,528		1,528	1,528		1,528	873		873	873		873	
13 委 託 料	24,581		24,581	24,581		24,581	12,113		12,113	12,113		12,113	
14 使用料及び賃借料													
15 工事請負費	6,503	7,200	13,703	6,503	7,200	13,703	6,503	7,200	13,703	6,503	7,200	13,703	
16 原 材 料 費													
17 公有財産購入費													
18 備品購入費													
19 負担金、補助及び交付金	3,944		3,944	3,944		3,944	3,134		3,134	3,134		3,134	
20 扶 助 費													
21 貸 付 金													
22 補償、補填及び賠償金													
23 借入金、利子及び割引料	39,600		39,600										
24 投資及び出資金													
25 積 立 金													
26 寄 付 金													
27 公 課 費	200		200	200		200	200		200	200		200	
28 繰 出 金													
予 備 費													
計	113,022	7,200	120,222	73,422	7,200	80,622	23,624	7,200	30,824	23,624	7,200	30,824	
財 国庫支出金	4,938		4,938	4,938		4,938							
源 繰 入 金	100,032	7,200	107,232	60,433	7,200	67,633	23,124	7,200	30,324	23,124	7,200	30,324	
内 其 の 他	301		301	300		300	300		300	300		300	
既 事 業 収 入	7,751		7,751	7,751		7,751	200		200	200		200	

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部を改正する条例</p>																																									
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 病性鑑定後の家畜等の死体の焼却に係る手数料を新たに徴収する等、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 病性鑑定後の家畜等の死体の焼却に係る手数料を次のとおり徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">単 位</th> <th style="width: 20%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 牛及び馬</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 月齢が満24月以上のもの</td> <td>1頭につき</td> <td>29,400円</td> </tr> <tr> <td>(2) 月齢が満12月以上満24月未満のもの</td> <td>1頭につき</td> <td>14,700円</td> </tr> <tr> <td>(3) 月齢が満12月未満のもの</td> <td>1頭につき</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>2 豚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 月齢が満18月以上のもの</td> <td>1頭につき</td> <td>9,800円</td> </tr> <tr> <td>(2) 月齢が満6月以上満18月未満のもの</td> <td>1頭につき</td> <td>4,900円</td> </tr> <tr> <td>(3) 月齢が満2月以上満6月未満のもの</td> <td>1頭につき</td> <td>980円</td> </tr> <tr> <td>3 山羊、羊及び鹿</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 月齢が満6月以上のもの</td> <td>1頭につき</td> <td>4,900円</td> </tr> <tr> <td>(2) 月齢が満2月以上満6月未満のもの</td> <td>1頭につき</td> <td>980円</td> </tr> <tr> <td>4 その他のもの</td> <td>1キログラム(1キログラム未満の端数があるときは、1キログラムとして計算する。)</td> <td>49円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 第3条第1号中、「農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林大臣が定める点数等を定める件(昭和30年農林省告示第778号)に基づく家畜共済診療点数表のB種欄により算定した額」を「農業保険法施行規則(平成29年農林水産省令第63号)第117条第1項に規定する診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数を同項に規定する農林水産大臣が定める1点の価額に乗じて得た額」とする。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、公布の日とする(2)に関する事項を除き、平成31年4月1日とする。</p>			区 分	単 位	金 額	1 牛及び馬			(1) 月齢が満24月以上のもの	1頭につき	29,400円	(2) 月齢が満12月以上満24月未満のもの	1頭につき	14,700円	(3) 月齢が満12月未満のもの	1頭につき	2,400円	2 豚			(1) 月齢が満18月以上のもの	1頭につき	9,800円	(2) 月齢が満6月以上満18月未満のもの	1頭につき	4,900円	(3) 月齢が満2月以上満6月未満のもの	1頭につき	980円	3 山羊、羊及び鹿			(1) 月齢が満6月以上のもの	1頭につき	4,900円	(2) 月齢が満2月以上満6月未満のもの	1頭につき	980円	4 その他のもの	1キログラム(1キログラム未満の端数があるときは、1キログラムとして計算する。)	49円
区 分	単 位	金 額																																								
1 牛及び馬																																										
(1) 月齢が満24月以上のもの	1頭につき	29,400円																																								
(2) 月齢が満12月以上満24月未満のもの	1頭につき	14,700円																																								
(3) 月齢が満12月未満のもの	1頭につき	2,400円																																								
2 豚																																										
(1) 月齢が満18月以上のもの	1頭につき	9,800円																																								
(2) 月齢が満6月以上満18月未満のもの	1頭につき	4,900円																																								
(3) 月齢が満2月以上満6月未満のもの	1頭につき	980円																																								
3 山羊、羊及び鹿																																										
(1) 月齢が満6月以上のもの	1頭につき	4,900円																																								
(2) 月齢が満2月以上満6月未満のもの	1頭につき	980円																																								
4 その他のもの	1キログラム(1キログラム未満の端数があるときは、1キログラムとして計算する。)	49円																																								

鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例（昭和47年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第3条 衛生所において行う次の各号に掲げる業務（法令の規定に基づいて行うもの及び鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項各号に掲げるものを除く。）については、申請その他の行為により当該業務をすることを求める者から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>その他の業務</u> 農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）第117条第1項に規定する診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数を同項に規定する農林水産大臣が定める1点の価額に乗じて得た額</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第3条 衛生所において行う診療その他の業務については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) <u>診療その他の業務（次号に掲げるものを除く。）</u> 農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林大臣が定める点数等を定める件（昭和30年農林省告示第778号）に基づく家畜共済診療点数表のB種欄により算定した額</p> <p>(2) 略</p>

第2条 鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第3条 衛生所において行う次の各号に掲げる業務（法令の規定に基づいて行うもの及び鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項各号に掲げるものを除く。）については、申請その他の行為により当該業務をすることを求める者から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>病性鑑定後の家畜等の死体の焼却</u> 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第3条 衛生所において行う次の各号に掲げる業務（法令の規定に基づいて行うもの及び鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項各号に掲げるものを除く。）については、申請その他の行為により当該業務をすることを求める者から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p>

定める額

区分	金額
1 牛及び馬	
(1) 月齢が満24月以上のもの	1頭につき29,400円
(2) 月齢が満12月以上満24月未満のもの	1頭につき14,700円
(3) 月齢が満12月未満のもの	1頭につき2,400円
2 豚	
(1) 月齢が満18月以上のもの	1頭につき9,800円
(2) 月齢が満6月以上満18月未満のもの	1頭につき4,900円
(3) 月齢が満2月以上満6月未満のもの	1頭につき980円
3 山羊、羊及び鹿	
(1) 月齢が満6月以上のもの	1頭につき4,900円
(2) 月齢が満2月以上満6月未満のもの	1頭につき980円
4 その他のもの	1キログラム(1キログラム未満の端数があるときは、1キログラムとして計算する。)につき49円

(3) 略

(2) 略

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 家畜人工授精等に関する講習会の修業試験の合格証明書の再交付事務に係る手数料を新たに徴収する等、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 家畜人工授精等に関する講習会の修業試験の合格証明書の再交付について、1 件につき1,700円の手数料を徴収する。 (2) 家畜伝染病予防法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、馬伝染性貧血の発生を予防するために行うものに係る手数料を廃止する。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、公布の日とする(2)に関する事項を除き、平成31年4月1日とする。</p>

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(221) 略</p> <p>(222) <u>家畜改良増殖法施行規則第25条第1項の規定に基づく修業試験の合格証明書の再交付 1件につき1,700円</u></p> <p>(223) <u>削除</u></p> <p>(224) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、監視伝染病の発生を予防するために行うもの次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>キ 略</p> <p>(225)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(221) 略</p> <p>(222) <u>及び(223) 削除</u></p> <p>(224) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、監視伝染病の発生を予防するために行うもの次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>馬伝染性貧血 1件につき1,300円</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>キ 略</p> <p>ク 略</p> <p>(225)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第224号の改正規定は、公布の日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立農村総合研修所）について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要 （1）公の施設の名称 鳥取県立農村総合研修所</p> <p>（2）指定する指定管理者 鳥取市末広温泉町723番地 鳥取県農業協同組合中央会 会長 谷口 節次</p> <p>（3）指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）</p> <p>（4）理由 農村総合研修所の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、鳥取県農業協同組合中央会を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：指名</p>

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会審査報告書
(鳥取県立農村総合研修所)

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立農村総合研修所（以下「研修所」という。）の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者（指名指定）

鳥取県農業協同組合中央会（鳥取市末広温泉町723番地） 会長 谷口 節次

2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

なし。（指定管理者の業務に要する経費は利用料金等により賄うものとする。）

4 選定理由

研修所の指定管理について上記の団体を指名し、審査・運営評価委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、当該施設の設置目的である「農業団体自らが、地域農業推進リーダー等を対象に研修を行い指導者等の資質向上を図る」ため、県内農業関係団体等と連携しながら研修を企画・実施できる団体であり、研修所の管理運営を適切に行うことができることから、上記の団体を指定管理候補者として適当であると認めた。

5 審査委員会の経緯

(1) 審査委員

氏 名	所 属 等
木嶋 哲人（委員長）	鳥取県農林水産部農業振興戦略監
小前智栄美（副委員長）	鳥取中央農業協同組合総代
中山 実郎	公立大学法人公立鳥取環境大学経営学部教授
井上 武美	井上税理士事務所税理士
柿原 弥生	農業生産者

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会

平成30年6月29日から同年7月6日まで

指定管理者審査要項案（指定管理候補者の審査方法・基準）を上記期間、書面で審査

イ 第2回審査委員会

平成30年10月15日

面接、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 審査基準

	審査基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)	必須 配点なし
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、事業の企画、利用促進策等) ○管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定、 個人情報保護、情報の公開 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握	50
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 ○当該施設の管理運営状況の実績評価	25
5	その他 (指定手続条例第5条第4号)	○ネーミングライツに係る提案	5

(4) 審査結果

審査基準	配点	鳥取県農業協同組合 中央会	委員からの主な意見
1	適/不適	適	<ul style="list-style-type: none"> これまでの実績から農業者向けの研修に係る企画・立案において、JA鳥取県中央会が大きな役割を果たしていると思う。引き続き、農業者にとって有益な研修となるよう努めて欲しい。 利用料や利用時間など施設の利便性向上に努めている。 農業者向けの研修に支障のない範囲で利用者の少ない月に他の業種・団体への利用をPRしてはどうか。
2	50	33.00	
3	20	12.50	
4	25	14.75	
5	5	0.00	
合計	100	60.25	

※点数は出席委員4名の平均

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 管理運営の基本的な考え方

- ・農村指導者等の研修のための利用に供しつつ、農業に対する理解を深めるため広く一般県民に利用していただくよう努める。
- ・施設の運営については、利用しやすい環境づくりを目指し、利用促進を図る。

(2) サービスの提供内容

- ・農業に関する図書コーナーを設置し、保管している図書やビデオの貸し出しを行う。
- ・利用者へアンケート調査を実施し、意見・要望を吸い上げ運営に反映する。
- ・案内を日本農業新聞、JA機関誌への掲載、他の協同組合（漁連、森連、生協等）、地元自治体等へ積極的にPRを行い、利用促進に努める。
- ・インターネットの設置により、利用者の利便性の向上を図る。

(3) 施設管理

- ・定期的な清掃作業や冷暖房設備の保守管理等を行い、利用者に快適で安心安全な環境を提供する。
- ・衛生管理については、施設内完全分煙や定期的な浄化槽の点検等を行う。

(4) 開所時間・休所日

- ・現行の開所、閉所時間を維持しつつ、利用者からの申し込みがあれば臨時開所に応じる。
- ・開所時間 午前8時30分から午後5時まで
- ・休所日 週休日、祝日、年末年始（12/29～1/3）、盆（8/13～15）

(5) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

- ・火災報知機の設置や進入防止システムの導入による警備会社と連動した連絡体制を整備し、夜間、定期的に警備会社による見回りを実施する。
- ・万が一に備えて、避難マニュアルを作成し、図上訓練を実施する。
- ・利用者、来所者の急な病気、けが等に対応できるよう、初期行動・処理の訓練を実施する。

(6) 管理経費

- ・専門技術を有する業者に対して、合見積もりにより選定し、経費の節減に努める。

(7) 組織及び職員の配置等

常勤職員として所長、職員の2名、臨時職員、非常勤職員の合計4名を配置（非常勤職員は緊急時のみの配置）し、臨時職員1名が当該施設に常駐して受付業務等に対応する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定（鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港） について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>（1）公の施設の名称 鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港</p> <p>（2）指定する指定管理者 境港市昭和町9番地7 境港水産物市場管理株式会社 代表取締役社長 佐々木 六郎</p> <p>（3）指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）</p> <p>（4）理由 境港水産物地方卸売市場及び境漁港の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、境港水産物市場管理株式会社を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：指名</p>

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会審査報告書
(鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港)

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）として、次のとおり鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者（指名指定）

境港水産物市場管理株式会社（境港市昭和町9番地7） 代表取締役社長 佐々木 六郎

2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

756,437,000円（債務負担行為限度額 756,437,000円）

〔参考〕単年度指定管理料の額

年度	鳥取県営境港水産物地方卸売市場	境漁港
平成31年度	142,978,000円	7,207,000円
平成32年度	144,290,000円	7,273,000円
平成33年度	144,290,000円	7,273,000円
平成34年度	144,290,000円	7,273,000円
平成35年度	144,290,000円	7,273,000円

4 選定理由

鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理について上記の団体を指名し、審査・運営評価委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、市場業務に精通しており、現在、県が行っている高度衛生管理型市場・漁港の整備状況に応じて、関係機関・関係者と連携した適切な管理運営を行うことができることから、上記の団体を指定管理候補者として適当であると認めた。

5 審査委員会の経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
小畑 正一（委員長）	鳥取県農林水産部水産振興局長
北野 岳之（副委員長）	北野岳之税理士事務所税理士
戸苅 丈仁	鳥取環境大学環境学部環境学科講師
足立 明美	境港商工会議所女性会副会長
手島 加世	一般社団法人境港水産振興協会境港お魚ガイド

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会：平成30年6月13日

境港水産物地方卸売市場及び境漁港の概要説明、審査要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会：平成30年10月16日

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 審査基準

	審査基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針 ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格	必須 配点なし
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 施設設備の維持管理の基準 業務の外部委託 事故・事件の防止措置と緊急時の対応 個人情報保護等への対応 利用者等の要望の把握及び対応方針 	45
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画及び見積内容の妥当性 	15
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> 法人等の財政基盤、経営基盤 組織及び職員の配置等 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定 ISO14001・TEAS I種規格等の認証 当該施設の管理運営状況の実績評価 	35
5	その他 (指定手続条例第5条第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ネーミングライツに係る提案 	5

(4) 審査結果

審査基準	配点	境港水産物市場管理株式会社	委員からの主な意見等
1	適/不適	適	施設の平等な利用を確保できるものである。
2	45	34.8	<ul style="list-style-type: none"> ○高度衛生管理型市場としての供用開始に向けて、県や市場関係者と協議して策定する高度衛生管理マニュアルに基づく管理運営が行われるものと認められる。 ○設備を予防保全的に管理する経験とノウハウを持っている。 ○緊急時には、海上保安庁や境港管理組合とも連携した適切な対応が図られるものと認められる。
3	15	11.8	<ul style="list-style-type: none"> ○外部委託を複数年のまどめ発注とするなどコスト削減意識を持っている一方で、市場が新しくなることに伴う必要な支出を県と連携して適切に行うことにより、施設利用者の期待に応えようとしている。
4	35	26.2	<ul style="list-style-type: none"> ○卸売業者3社で設立した会社であり、職員も市場業務に精通しており、経験もある。 ○市場関係者や漁業者の意見・要望を取り入れながら管理運営できる体制が確保されている。
5	5	0.0	<ul style="list-style-type: none"> ○ネーミングライツに係る提案はない。
合計	100	72.8	

※点数は出席委員4名の平均

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 管理運営の基本的な考え方

- 市場関係者が、安全かつ衛生的、機能的な環境の下で活動できるよう施設の適切な管理運営を図るとともに、部外者進入禁止・小売行為禁止など条例上の規制や自主的ルールの遵守の徹底が図られるよう管理運営する。
- 水揚げ岸壁及び休憩用岸壁の適切な管理、係船の適切な運用調整等を図り、漁業者の利用に支障がないよう管理運営する。

(2) 施設の設置目的に沿った業務の内容

- 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例に規定された利用の許可、施設使用料の徴収、県への収納業務及び施設設備の維持管理業務を行う。
- 鳥取県漁港管理条例に基づく施設の維持管理業務を行う。
- 現在、高度衛生管理型市場・漁港として整備中であることから、新たな施設設備の内容や工事の進捗状況を踏まえて、利用者の安全・安心、満足度の向上に全力を注いでいく。
- 高度衛生管理型市場としての供用開始に向けて、現在、市場利用協議会で策定中の高度衛生管理マニュアルの遵守が図られるよう管理運営する。

(3) 開場時間・休場日

- 開場時間：午前4時から午後7時まで
- 休場日：毎週日曜日、1月1日から1月4日まで、8月14日から8月16日まで、その他開設者が必要と認めた日

(4) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

- 日常の巡視において施設設備に不具合がないかチェックリストを用いて点検するとともに、利用者の声に耳を傾けながら予防保全を迅速に行うことで、トラブルを未然防止する。
- 大型クルーズ旅客船の寄港の増加に対応し、境港管理組合等と連携した漁業者の海上事故の未然防止に努める。
- 災害・事故発生時においては、災害・防災マニュアルや消防計画等に基づき、県や海上保安庁等との連絡体制を確保しつつ、利用者の避難、誘導、安全確保等を図る。

(5) 施設利用の要望の把握、利用促進の考え方

- 日常的に市場関係者と情報交換して状況把握に努め、取り得る対策を迅速に実行するとともに、指定管理者として対応が困難な場合は、速やかに県と協議する。

(6) 組織及び職員の配置等

- 常勤職員：専務取締役、業務部長、設備部長、事務職員1名、監視員6名の計10名
- 非常勤職員：代表取締役社長、代表取締役2名、取締役3名、監査役3名の計9名

